

申告納税制度の見直し論について

山本 清
(税理士)

Ⅰ はじめに

昭和五十六年、現在の政府税調の申告納税制度特別部会の前身である申告納税制度研究会は、税負担の公平確保を目的とする次のような大蔵省の申告納税制度改革試案について審議を開始した。

- 一、全ての法人及び一定の所得金額以上の個人事業者に対する記帳義務を法制化する。
- 二、記帳の程度は、青色申告におけるものより簡易なものでよい。
- 三、本人の記帳により所得金額が計算できない場合は推計課税ができることを明記する。
- 四、青色申告制度は引き続き維持する。
- 五、法定調査書提出義務違反者に対する過

怠税制度を創設する。

一方、第二臨時行政調査会は、昭和五十七年七月提出した基本答申の中で「税務行政体制の整備を進めるとともに、記帳水準の向上等、申告納税制度の適正な運営のための基盤を強化し、税負担の公平を図るため、幅広く検討し、制度面での改革を図る」ことを提言し、具体的に

一、法人及び個人営業者等に対する記帳義務の導入

二、推計課税及び準証責任の整備

三、総収入申告制の導入

昭和五十七年六月設置された政府税制調査会の申告納税制度特別部会は、この記帳義務などの問題について審議を重ね、本年七月、次のような結論に達したと報道されている。

- 一、白色申告者に対し、所得計算の為、簡易帳簿の作成を義務づける。
 - 二、その対象者は、前々年の所得が三百万円以上の所得層に限定する。
 - 三、記帳義務違反者等に対する推計課税、立証責任の転嫁の問題は、時期尚早、今後の問題として残す。
 - 四、以上の事項は昭和五十九年度税制改正の答申に盛り込む。
- このように、税負担の公平確保を目的として、現行の申告納税制度を見直し、その改革の柱として、記帳の義務化が計られようとしている。

Ⅱ 記帳義務規定の現状

わが国では、商法三十二条に「商人ハ営業上ノ財産及損益ノ状況ヲ明カニスル為会計帳簿及貸借対照表ヲ作ルコトヲ要ス」と規定されている。この規定は小商人には適用されず(商法八条)、一般の個人たる商人においては記帳義務違反、不実記載は破産の場合(破産法三十七条、同三七五条)以外には制裁はない。

商法以外の法律においても、建設業者、運送業者等に対する建設業法、運送業法等のような職業法や、商法と無関係な学校法人や宗教法人法等において、貸借対照表や損益計算書等の会計帳簿の作成が義務づけられている。

一方、税法においては、全ての法人に対して、法人税の確定申告書を提出する際に、貸借対照表、損益計算書、損益金の処分表、勘定科目内訳明細書、資本積立金額の増減に関する明細書等の書類を添付することを義務づけている(法人税

●情報化社会のニーズに応え、限りなく躍進する

SANPOSHA PRINTING CO.,LTD.

- 社内報・機関紙・新聞等
- ニュースター・パンフレット
- カタログ・会社案内等
- 各種印刷物の企画
- デザイン・編集等

sp 三報社印刷株式会社
取締役社長 水井 佐波太郎 東京都江東区亀戸5-13-2 〒136 TEL 685-3131(代)

法七十四条)。

個人の所得税においては、青色申告書を提出する居住者に対してのみ貸借対照表は任意であるが、損益計算書の添付を義務づけている(所得税法一四九条)。

更に青色申告書を提出する法人に対しては、一定の帳簿書類を備え付け、一切の取引を、複式簿記の原則に従い記帳することを義務づけ(法人税法一六六条)、青色申告書を提出する居住者に対しては、不動産所得、事業所得、山林所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳することを義務づけている(所得税法一四八条)。

法人の場合、法人税確定申告書に添付すべき書類が厳格に規制されているため、これらの書類作成のためには、実務的にも帳簿の備え付け及びその記帳は不可避である故、青色申告の割合も高く、記帳義務が法制化されても問題は少ないであろう。

一方、個人の場合、青色申告の普及割合は昭和五十七年分まで五二% (課税人員基準) で約半数は記帳に基づかない白色

申告者である。営業所得者や高額所得者の青色申告普及割合は比較的高く、庶業所得者や少額所得者は低調である。

業種別にみた青色申告の普及率の高いのは個人タクシー(九七%)、酒類小売業(八九%)、公衆浴場(八九%)、米穀小売業(八五%)といった認許可業種が並び、反対に、普及率の低いのは、ホステス(二%)、芸妓(二%)に次いで、弁護士(二五%)、眼科医(三四%)、耳鼻咽喉科医(三五%)と知的職業が並んでいる。

白色申告者の中には、記帳義務が法制化されていないことを奇貨として、正確な記帳を故意に行わないものも多数いるものと推定される。

しかしながら、白色申告者の全てが申告納税に対する認識が薄いと見るのは問題がある。

個人の場合には法人と違って、貸借対照表等の書類を作成する必要も少ないので、白色申告者の場合、単に所得金額を正確に計算するためのみに、帳簿を備え

付け、正規の簿記の原則に従って記帳するよりも、正確さには欠けるかもしれないが、所得金額等を基準にして、概算経費率等により所得額を推定する方が、わずらわしくなくて良いという実務面の簡便さは無視できない。記帳義務法制化においては、この点に充分留意する必要がある。

(三) 記帳義務化の問題点

申告納税制度においては、納税者が自ら、課税標準及び税額を計算し、それを根拠に申告することを前提にしている。

個人の所得税の申告において、事業所得などの金額を正確に算出するためには何らかの形の帳簿を備え、それに収入、支出その他の所得計算に必要な事項を記帳することは、当然必要なことである。それ故、事業所得等に、そのような記帳を法制上義務づけること、そのこと自体に對しては申告納税という制度上、特に問題とされることはない。

問題となるのは第一には記帳義務化による納税者の負担増に対する配慮で、記帳義務を課する対象者の範囲及び記帳の内容をどのようにするかという点と、第二の問題は、記帳義務を励行する納税者と記帳を励行しない納税者あるいは記帳義務のない納税者との取扱い——例えば推計課税、举证責任——にどのような差を盛りこむかという点であろう。

まず第一の記帳義務化による納税者の負担増の問題であるが、申告納税制度を支える青色申告の普及、育成のため、日常記帳指導を行っている現場の税理士からみると、これは実に大きな問題である。

最近の会社員からの相談事例であるが、「家内が昨年より内職として、電力会社の電気料の集金を始めたが、集金手数料として年間総額六七万五千円の報酬を受け取ったので、税務署より扶養控除の対象にならないとは正通知を受けた。年収七九万円まで控除の対象となるのではないか。控除の対象とならない場合、会社から支給される家族手当もなくなるし、

健康保険の被保険者からも外される」という内容である。

「年収七九万円まで、控除対象となるのは、給与所得者の場合であって、給与所得の場合、収入金額より五〇万円の給与所得控除額を差し引いた二九万円が所得金額とされるので控除対象となります。しかしながら集金人の場合は、給与所得者の場合と異なり集金に係る経費は自分の持ちの請負であるため事業所得者として、おそらく必要経費として収入金額の四〇%の二七万円を差し引いた四〇万五千円が事業所得の金額とされたため、控除対象とならないのです」

「労働協約などにより、身分的にも、収入の面でも保証されている給与所得者の方が、保証の乏しい請負人よりも優遇されるというのは納得できない。何とかならないのですか」

「給与所得控除は、先進諸外国にも例を見ないサラリーマンに対する優遇措置であり、不公平感はあるけれども法律で決められている以上、較差は認めざるを得ない。

【営業品目】

電気工事・電気通信工事・管工事
設計・施工 水道施設工事・消防施設工事・土木工事



北陸電気工事株式会社

本社／富山市東田地方町1-1-1 ☎(0764)31-6551
名古屋営業所／名古屋市中区栄5-1-18 ☎(052)
支店／富山・高岡・金沢・福井・敦賀・東京・大阪
営業所／新潟

事業所得者と給与所得者の税負担の比較

年収(A)	300万円		500万円	
	事業所得	給与所得	事業所得	給与所得
所得の種類	青色申告控除額 10万円	給与所得控除額 105万円	青色申告控除額 10万円	給与所得控除額 145万円
特 典				
税 額	円	円	円	円
(1) 所得税	158,600	43,800	501,900	254,400
(2) 県民税	37,900	15,000	117,900	63,900
(3) 市民税	82,450	24,250	236,300	128,300
(4) 事業税	40,000	0	140,000	0
計 (B)	318,950	83,050	996,100	446,600
(A)/(B)	10.6%	2.8%	19.9%	8.9%

モデルは夫婦子供2人として、所得控除額は、所得税151万円、市県民税121万円5千円で計算

常の給与所得者が負担するよ
うな家事関連費を全て区分し、
正しく所得を算出した事業所
得者の特典は如何なるものか、
給与所得者の場合との税負担
の比較表を上に表示。
誠実な事業所得者に対して、
記帳義務の負担の上に、高率
の所得税、市県民税、その上
事業税のおまけがつく。
さらに給与所得者の場合、
退職金に対する退職所得控除
年金に対する給与所得控除な
どの特典がある。
先進諸外国に例を見ない給
与所得控除制度が、給与所得
者と事業所得者との間の極端
な税負担のアンバランスを生
じている。
従って、実務の面では、個
人事業を営むものが、ある程
度の所得水準になり、記帳の
負担に耐える段階になれば、

法人成りし、給与所得者になることにな
る。俗にいう「一億総サラリーマン化」
である。
芸能人やプロスポーツ選手までが会社
を設立するなど、株式会社の数、西ド
イツでは三、千に満たないのに対し、日本
では百万社を超える盛況となり、国税に
占める法人税の比率が先進国の中で抜き
ん出て高く、所得税の中では、給与所得
者の源泉所得税が大半を占めるというこ
とになる。
民主主義の世の中、多数を占める給与
所得者の声、国民の声となり、世論を
支配し、個人事業者に対する批判の声が
強いが、現在の個人事業所得者の実態は、
法人成りするまでには成長していない小
規模事業者と個人タクシー、米穀商、酒
類販売店のように認許可の関係で法人化
が困難な業種、医師や弁護士のように法
人組織では営業できない業種が大部分を
占めることとなる。
事業所得者に記帳義務を導入する場合、
小規模事業者に対して記帳の負担軽減の

ただ、来年からのこととはなるが、青色
申告の申請を行い、会計帳簿を備え付け、
日々、集金業務に係る収入、経費を記帳
すれば、実際の経費の他に青色申告控除
として十万円認められるので、場合によ
っては、控除対象となる所得金額の範囲
になるかも知れない。また、青色申告と
同時に、みなし法人課税の選択を届けら
れば、給与所得控除も受けることができま
す。記帳を行ってみますか」
「記帳する能力もないし、これから習得
するとしても、時間と費用のかかる問題
なので考えておきましょう」となった次
第である。
一口に記帳義務を唱えても、大部分の
納税者にとって、記帳は容易なものでは
ない。最も基本的な現金出納簿一つを取
り上げてみても、現実に記帳指導を行っ
ている者から見れば、記帳義務を唱える
論者自身は確実に、自分自身の現金出納
簿を記帳していないと断言できる。
使用人など他人に依頼しない限り(即
ち、他人に記帳義務を転嫁しない限り)

現金出納簿というものは正確に記帳でき
るものではない。
もし記帳が大して納税者の負担となら
ないものなら、全ての納税者に対し、記
帳義務を課すのが筋であろうが、現実に
は、納税者には、大きな負担となるので、
法律の実効性を確保するためには、記帳
義務は、記帳の必要性が高かつその負
担に耐え得る範囲に限定せざるを得ない。
その場合、記帳義務の対象となる者と、
記帳義務の対象とならない納税者との均
衡は充分考慮されるべきである。
その点において、給与所得者に対する
現行の給与所得控除制度は問題がある。
例えば、勤務者実態調査によれば、年
収五百万円の給与所得者の必要経費は、
書籍、衣服、交通費等に小遣いまでを含
めて年間五〇万円に満たないと報告され
ている。それにもかかわらず、現行法に
おいては、このような給与所得者に対し、
一四五万円もの給与所得控除額を認めて
いる。
帳簿を備え付け、誠実に記帳を行い、通

贈り物に お茶の間に
1983年度(第37回)農林水産大臣賞・産地賞に輝く



掛川茶

掛川市農業協同組合

〒436 静岡県掛川市弥生町234 ☎(05372) 2-4111(代)

配慮を行うと同時に、法人成りが困難な個人事業者が、法人成りした給与所得者等に比較して、税負担に著しい不均衡が生じないよう配慮すべきであることを強調しておきたい。

(四) 記帳義務の進め方

課税の適正化を図るためには、負担が過大とならない範囲で、なるべく広範囲の納税者に記帳義務を課することが望ましい。

記帳義務化は、納税者の大部分が受け入れられるような方法で進めることが肝要で、罰則を伴う強制とか、記帳義務者に対する推計課税、挙証責任の転嫁などというやり方よりも、正確に記帳するほど、有利となるような方法を選ぶのが賢明な方法と言える。

例えば個人事業者所得者の場合、記帳を励行し総収入金額が適正に把握されている場合には、領収書等により明確に事業関連経費であることが証明されるものに

限り必要経費として認め、記帳されていない経費や事業関連性が明確に区分ができない費用については給与所得控除相当額の控除を認めることとすれば、適正な記帳、申告を行う個人事業者の税負担は（事業税の問題を除き）給与所得者とはほぼ同程度となるので、多くの事業所得者は、より適切な記帳を行うよう努力するものと思われる。

また、記帳義務を進める上で、領収書の発行の義務づけや、領収書等、証憑書類の保存義務化は、記帳に比較して負担が少ないので、営業者のみならず、より広く国民全体に課すことも有効と思われる。

記帳義務を課す対象者の範囲も課税の公平負担という本来の目的から見て単に事業所得者だけでなく、社会的な影響力のある他の所得者層にも拡げることが望ましい。

給与所得者で言えば、確定申告義務を生ずる年収一千万円の線が目安になる。年収一千万円以上の給与所得者が確定

ジュエリーコンサルタント

株式会社
高田寶飾店

大阪市西成区玉出西 1-11-22

☎06(651)0289

また、社会的批判の高い企業の交際費でも、社用族という言葉が示すように、その経済的利益の受益者は、給与所得者であり、使途不明金の殆んどが給与所得者に流れていることも明白である。

企業関係以外でも大病院における診察の謝礼等、高額給与所得者層には、正規の給与以外に謝礼や口きき料等を受け取る機会が多く記帳の義務がないため、その大部分は刑事事件にでもならないかぎり表面に出ることはなく、税務当局としても手の打ちようがない。

税負担の公平、社会正義を保つためにも、給与所得者と言えども、社会的地位

の高い高額所得者層は正確な記帳を行い、身辺の清潔さを自ら示すことが望まれる。

不正な金銭の動きを監視する方法として米国において見られるように、一定額以上の現金の授受は全て税務当局に通知することも、考慮に値する。金融機関のオンライン化が進んでいる現在において、正常な経済活動において、高額な現金取引の必要性は乏しい。

記帳義務に関連して、見逃すことができない問題として、キャピタルゲインに対する課税問題がある。

所得税における有価証券の譲渡所得に対する非課税制度が、不公平税制である

ことは万人が認めるものの、個人における記帳の慣習がないため課税の公平が保てないので非課税制度を続けざるを得ないと言われている。

税負担の公平確保という大義名分の下に、記帳義務を進めて行く場合、この問題を避けて通るわけにはいかないはずである。

課税の公平確保という問題は、押し付けやすい特定の少数者にその責任を転嫁すれば済むというものではなく、国民全体が連帯して取り組むべきものである。記帳義務という問題も、そう言う観点で捉えるべきものと信ずる。

お米の蒸留酒
球磨焼酎

球磨川の原流で
はぐくまれた

伝統の酒

TRADE MARK
球磨焼酎
白密
ハクタケ

高田酒造株式会社

〒890-0101 宮崎県高田町

TEL: 0985-22-1111

FAX: 0985-22-1112